

長崎国際大学で

労働法制等の講義を実施

長崎労働局では、これから就職する大学生を対象に、労働関係法令、労働局の施策等の周知と啓発を図ることで、就職前、就職後に役立てていただくための講義を、平成24年度より実施しています。

平成31年4月15日(月)、長崎国際大学において『働く』前に、『働く』ときに、知っておきたい法律のはなし』というテーマで、3年生303名の学生を対象に、長崎労働局長が講義を実施しました。



講義では、就職前、就職後、退職時に必要な労働法の知識として、「採用内定」、「労働契約」、「各種保険」、「就業規則」、「給料」、「残業」、「有給休暇」、「安全と健康」、「男女の雇用機会均等」、「仕事と家庭の両立」、「退職・解雇」、「退職後の生活」、「労働組合」等について説明するとともに、「学生に対する労働局の就職支援」、「労働に関する相談窓口」等についても情報提供を行いました。

講義後のアンケートでは、「大変参考になった」41.6%、「参考になった」49.3%と、受講生の9割以上が参考になったと回答しており、興味を持った内容に関しては、多い順に「給料」20.2%、「有給休暇」17.0%、「労働契約」13.0%、「採用内定」11.1%となっています。今後も、県内の大学と連携して、順次実施していきます。

《学生の感想》

- ★ アルバイトをしていて有給休暇や給料のことを理解していない部分があったので、この講義で知ることができてよかった。「働く」ことについてもっと詳しく学ぼうと思った。
- ★ 身近な例を出して説明してもらい、労働法の基本的なことが知れてよかった。
- ★ 前のアルバイト先で、退職の申出をしたら代わりの者を探してからじゃないと辞められないと言われたことがあり、それはダメなんだと初めて知った。知識不足は危険だと思った。
- ★ 「早く上がっていいよ。」と言われたことがある人(特に学生)は多いと思う。そのとき、早く上がった分の給料を払ってもらっていない人も結構いると思うが、本当は払ってもらえると知り、驚いた。

